

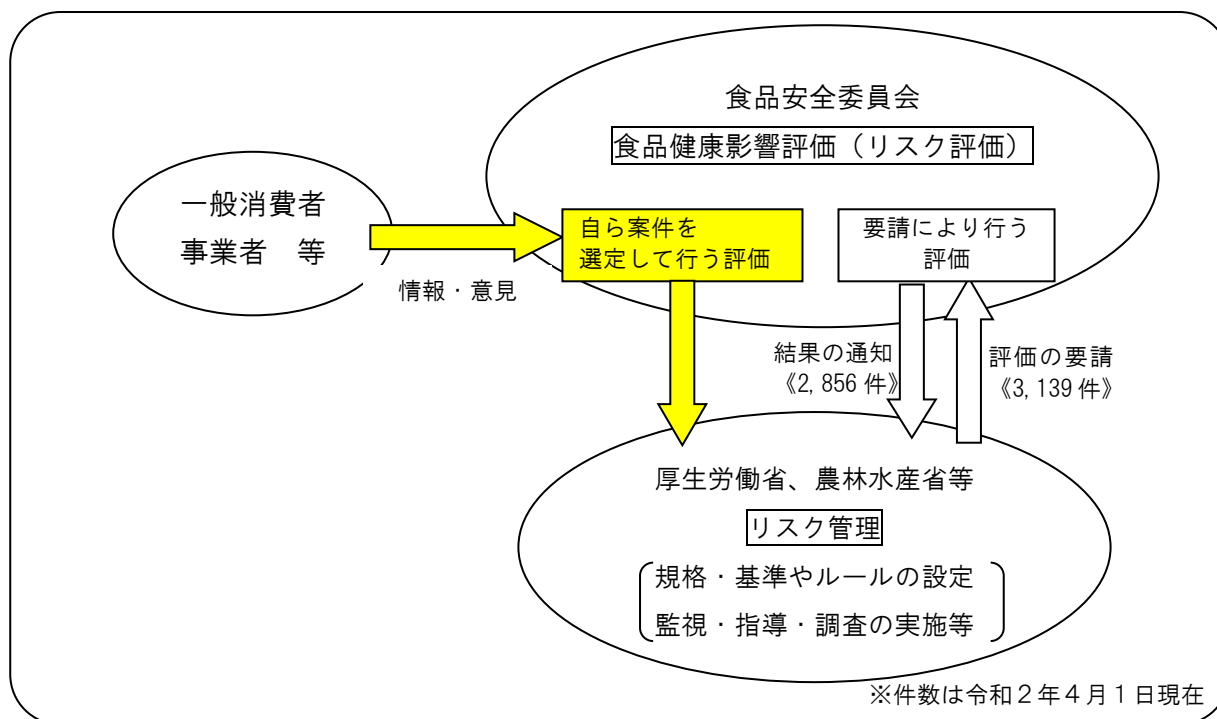
令和 2 年度の「自ら評価」案件の選定について（案）

令和 2 年 6 月

1 「自ら評価」について

7 食品安全委員会においては、厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要
8 請を受けて行う食品健康影響評価に加え、リスク管理機関からの要請がない場合でも、自
9 らの発意により、食品健康影響評価（「自ら評価」）を実施している。

10 食品健康影響評価とは、食品に含まれるハザード（危害要因）の摂取（ばく露）によるヒトの健康に
11 対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価するこ
12 とであり、「リスク評価」とも呼ばれている。



30 この「自ら評価」案件の選定の考え方については、別紙1のとおりとされている。

31 令和2年度においては、本年2月の第29回企画等専門調査会において審議された令和2
32 年度食品安全委員会運営計画（別紙2-1）において、同計画におけるスケジュール（別
33 紙2-2）にて実施することとされている。このことを受け、以下のとおり進めることと
34 したい。

35 ※ 過去の「自ら評価」に関する審議の状況については、別添の参考資料を参照

2. 本年度の進め方（案）

（1）募集

以下の方々に対し、本年7月から評価対象となる案件を募集している旨通知し、提案を受け付けることとする（受付期間1ヶ月程度）。

- ・ 一般公募（別紙3）
- ・ 食品安全委員会専門委員（事務局から案内）
- ・ 地方公共団体食品安全担当部局（同上）
- ・ 食品安全モニター（全国約400名。事務局から案内し随時募集としている）

また、提案いただくに当たっては、円滑な審議のため、以下の内容について記載を求めることとする。

- ・ 案件候補名（ハザード名）
- ・ 案件候補とする理由
- ・ 案件候補とする根拠情報等（科学論文、書籍等。なお、インターネット上の口コミや噂等科学的根拠が定かでないものについては、原則として審議の対象としない）

（2）選定

（1）により提案された内容について、別紙4に基づいて事務局において情報を整理した上、企画等専門調査会において選定することとし、その考え方は別紙1（再掲）のとおりとする。

なお、本件はあくまでも食品健康影響評価の対象を選定するものではあるが、企画等専門調査会における議論において、食品健康影響評価には至らなかったもののうち、案件の内容に応じて「情報収集」「情報提供」等を実施する旨のとりまとめを行っているものもあり、今回もこれに準じて対応することとする。

（3）スケジュール

別紙2-2のとおり（再掲）

以上

1 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う
2 食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
3 (平成16年6月17日食品安全委員会決定)
4

5 最終改正：平成25年7月8日
6

7
8 企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民
9 の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考
10 えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として
11 選定し、食品安全委員会に報告する。

12 当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮
13 するものとする。
14

15
16 案件候補の選定基準
17

18
19 次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
20

21 (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食
22 品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
23

24
25 (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれ
26 があり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性
27 が高いと判断されること。
28

29
30

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

令和 2 年度食品安全委員会運営計画
(令和 2 年 3 月 31 日食品安全委員会決定)

第 3 食品健康影響評価の実施

3 「自ら評価」を行う案件の推進

(1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成 16 年 5 月 27 日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成 16 年 6 月 17 日委員会決定)を踏まえ、別紙 2 に掲げるスケジュールで実施する。

令和 2 年度食品安全委員会運営計画
 (令和 2 年 3 月 31 日食品安全委員会決定) 別紙 2

令和 2 年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
令和 2 年 6 月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7 月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8 月～10 月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11 月	○ 企画等専門調査会における審議 (第 1 回絞込み) ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和 3 年 1 月	○ 企画等専門調査会における審議 (第 2 回絞込み) ・「自ら評価」の案件候補の決定
2 月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い (情報提供など) を決定 ○ 意見・情報の募集
3 月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

令和2年度「自ら評価」案件候補の外部募集
 (ホームページによる公募) について (案)

令和2年〇月〇〇日
 内閣府食品安全委員会事務局

提案募集

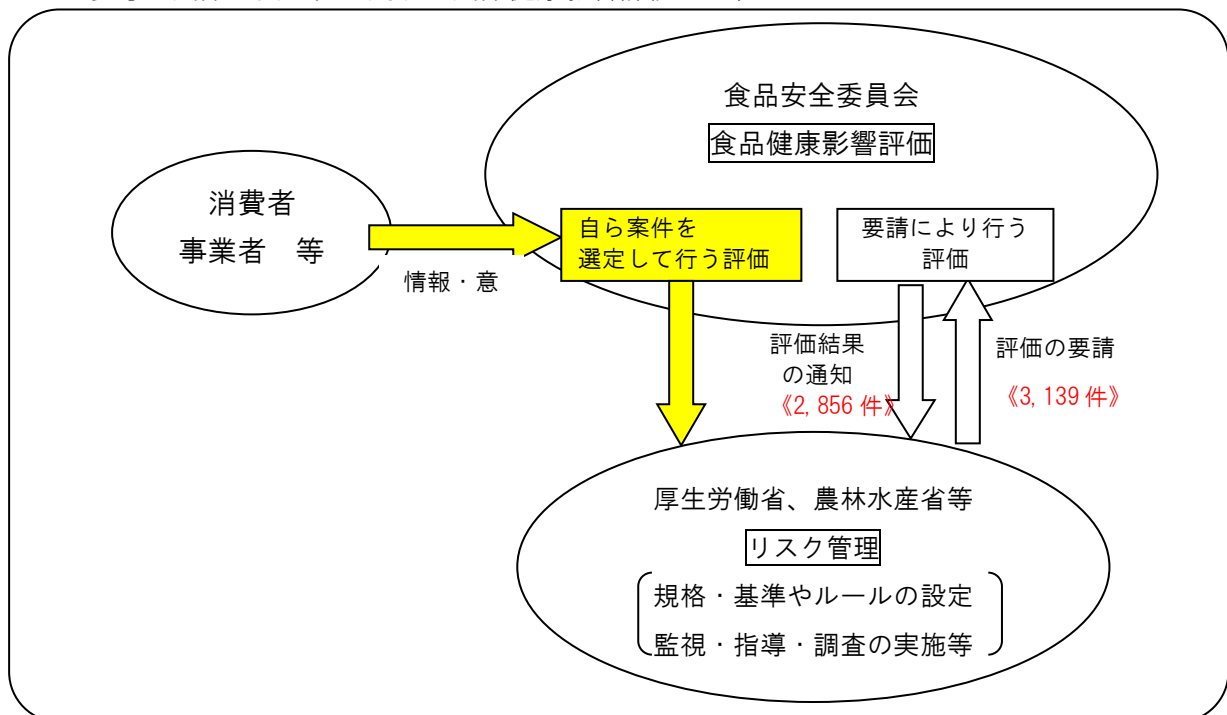
食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する食品健康影響評価の
 案件候補を募集します

1. 「自ら評価」とは

食品安全委員会では、厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要請を受けて行う食品健康影響評価(※)に加え、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民への影響が大きいと考えられるもの等について、自らの判断により食品健康影響評価(「自ら評価」)を行っています。

食品安全委員会では、今年度も「自ら評価」の案件を選定するに当たり、広く皆様から案件候補の募集を行うことといたしました。

<参考>食品の安全性に関する食品健康影響評価の仕組み



※件数は令和2年4月1日現在

(※) 「食品健康影響評価」とは食品に含まれるハザード(危害要因)の摂取(ばく露)によるヒトの健康に対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価することで、「リスク評価」とも呼ばれています。詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

2. 「自ら評価」の案件候補の選定基準

「自ら評価」の案件候補については、以下に掲げる要件のいずれかに該当する必要があります。また、選定に当たっては、下記に加え、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況も考慮します。

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

※「自ら評価」の選定プロセスや、過去の「自ら評価」に関する審議の状況については、別添の参考資料をご覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の 提案要領 をご確認ください。

(1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

(3) 締め切り：

令和2年〇月〇〇日（〇）（必着）

○別添資料：

- ・ 提案要領

○参考資料：

- ・ 「自ら評価」の選定プロセス
- ・ 過去の「自ら評価」に関する審議の状況
- ・ 「自ら評価」関連法令

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課 〇〇
TEL: 〇〇〇〇

1 別紙3 「令和2年度「自ら評価」案件の外部募集（ホームペ
2 ージによる公募）について」の別添「自ら評価」の提案要領

3
4 **提案方法**

5 電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入
6 の上、提出してください。

7 ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けており
8 ませんのでご了承ください。

9
10 **【記入事項】**

- 11 1. 案件候補名（ハザード名）（※必須）
12 2. 案件候補とする理由（※必須）
13 3. 案件候補とする情報等（※必須）
14 ・科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示して
15 いると考えられる情報を記入ください（論文の場合には、タイトル、著者、雑
16 誌名及び号数等）。
17 ・インターネット上に掲載されている口コミや噂など、科学的な根拠が定かでは
18 ない情報等については、十分な審議を行えないため、審議の対象とならない場
19 合があります。
20 4. 氏名（法人の場合は法人名・部署名）（※必須）
21 5. 職業（個人の場合のみ）
22 6. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）（※必須）

23
24 ※上記の記載がないご提案については十分な審議を行えないため、審議の対象とならな
25 い場合もありますので予めご了承ください。

26 ※ご提案の参考として、別添の参考資料にこれまでの「自ら評価」に関する審議の結
27 果を記載しています。

28
29 **【宛先】**

30 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
31 「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

- 32
33 ○ 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。
34 <https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-xxxx.html>
35 ○ ファクシミリの場合：03-3584-7392
36 ○ 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

37
38 なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価」の案件候補の

1 募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをし
2 ていただきますよう、お願いいたします。

3
4 **【締め切り】**

5 令和2年〇月〇〇日（〇）17時（必着）
6

7 **【提出上の注意】**

- 8 ○ 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
9 ○ 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記
10 載してください。なお、これらは、必要に応じ当方からお問合せをさせていただく
11 場合や意見・情報がどのような背景からのものかを確認させていただく場合のため
12 にお尋ねしております。
13 ○ 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願
14 います。
15 ○ 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数
16 字、特殊文字は使用しないでください。
17
18
19
20

お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 ○○ TEL: ○○○○
--

1 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
2 企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
3 (平成16年5月27日食品安全委員会決定)
4

5 最終改正：平成25年7月8日
6

7
8 食品安全委員会（以下「委員会」という。）が自ら行う食品健康影響評価に関
9 し企画等専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。
10

11
12 **1 評価要請の内容**

13 (1) 要請形式

14 ①食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等を通じた要請、②委員会に対
15 する文書による要請、③外部募集、④その他（委員会事務局による独自の提
16 案を含む。）
17

18 (2) 要請内容
19

20
21 **2 委員会事務局が収集・整理した危害要因に関する情報**
22

23
24 **3 企画等専門調査会における調査審議の参考となる情報**

- 25 (1) 食品による健康被害発生を示唆する情報の有無（国内・海外）
26 (2) 食品による健康被害発生のおそれを示唆する情報の有無（国内・海外）
27 (3) 食品健康影響評価の実施状況（国内・海外）
28 (4) リスク管理措置（評価要請の準備を含む。）の実施状況（国内・海外）
29 (5) 過去の企画等専門調査会における調査審議の状況
30 (6) 食品健康影響評価実施の技術的困難性の有無
31

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
平成 (15年度) (※2)	「日本における牛海綿 状脳症（BSE）対策一中 間とりまとめー」 【評価終了】	平成16年9月に中間とりまとめを行い、その結果を厚生労働省及び 農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】 当該中間とりまとめを受けて意見交換会を開催するとともに、平成16年10月に、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて食品安全委員会に諮問。</p> <p>【農林水産省】 当該中間とりまとめを受けて、飼料規制の実効性確保を強化するための措置を講ずることについて食品安全委員会に諮問。</p>
16年度	「食中毒原因微生物」に 関する食品健康影響評価 【評価終了】	食中毒原因微生物9案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェ ジュニ／コリ」については、平成21年6月に評価を終了し、その評価 結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。 残りの8案件のうち、3件（「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大 腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリテイデイス」及び「食品中のノ ロウイルス」）については平成22年4月に、5件（「非加熱喫食調理済 み食品（RTE食品）におけるリステリア・モノサイトゲネス」、「生鮮 魚介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚 貝におけるA型肝炎ウイルス」及び「豚肉におけるE型肝炎ウイル ス」）については平成24年1月にリスクプロファイルを取りまとめ、 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供した。これらの8案件 については、「自ら評価」案件の取扱いについて（平成24年2月16 日食品安全委員会決定）に従い、平成24年6月に「自ら評価」として の食品健康影響評価を終了した。	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」（平成24年度から3年）において、評価書で提案された諸対策を検討し、リスク管理手法としての有効性を検証。 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」（平成27年度から3年計画）では、具体的なリスク管理手法の探索と構築を目的として研究を実施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
17年度 （委員会 決定は19 年度）	「我が国に輸入される 牛肉及び牛内臓」に係る 食品健康影響評価	<p>外交ルートを通じ、評価対象国15か国に対し質問書による照会を行い、回答を得た13か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス）については、平成24年5月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した（中国及び韓国については、現時点で回答が得られていない）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への生食・加熱不十分に関する注意喚起、地方自治体を通じた飲食店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉水産食品部会 食肉等の生食に関する検討調査会 における生食に関する検討（平成26年8月の乳肉水産食品部会に報告。）等を実施。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に作成した生産者、指導者向けの衛生管理ハンドブックについて、新たな知見を追加した改訂版を公表。 汚染実態調査を継続的に実施するとともに、低減対策効果を検証するための調査を実施。 <p>【厚生労働省】</p> <p>評価対象となった国から輸入される牛肉及び牛内臓については、当該評価結果において「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来のリスク管理措置を継続。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>評価対象となつたいずれの国についても、当該国から我が国に輸入される牛</p>

選定年度	選定案件名	状況	主な措置(※1)
18年度	—	選定されていない。	肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると評価されていることから、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価	<p>化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、これまでに10回の調査審議を行っている。</p> <p>同ワーキンググループにおいては、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度をハイリスクグループ(胎児、小児、妊婦、授乳する女性及び妊娠可能な年齢層の女性)で4 µg/dL、ハイリスクグループを除く成人で10 µg/dLに設定することとされ、平成24年3月に化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に一次報告があった。その際、今後、血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討することとなった。これを受け、平成31年4月に鉛ワーキンググループを新たに設置し、食品安全確保総合調査等で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を開始した。</p>	—
20年度	「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価【評価終了】	<p>デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成22年11月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>○デオキシニバレノール</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、小麦に対して1.0 mg/kg以下の基準値を設定することについて了承。平成30年2月、食品中の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問。令和元年12月、食品安全委員会において評価結果をとりまとめ、通知。今後、薬事・食品衛生審議会食品</p>

選定年度	選定案件名	状況	主な措置（※1）
			<p>衛生分科会食品規格部会において審議が行われる予定。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。 <p>○ニバレノール</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、現段階で基準値の設定の必要はないとの結論を了承。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。
”	「オクラトキシンA」に関する食品健康影響	平成26年1月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>平成26年10月の薬事・食品衛生審議</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置 (※1)
	<p>評価【評価終了】</p>		<p>会食品衛生分科会食品規格部会において、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成28年11月の同部会で、オクラトキシンAは偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、汚染実態調査等を実施中。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、米・小麦における含有実態調査、カビ汚染防止のためのガイドラインの推進を実施。 ・ 評価結果の通知後も、低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調査を実施。
<p>”</p>	<p>「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」に関する食品健康影響評価【評価終了】</p>	<p>平成25年12月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省ホームページにおいて、「ヒジキ中のヒ素に関するQ&A」を公開。 ・ 輸入農産物中の汚染実態の把握（平成25年度～26年度）、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」（平成25年度～27年度）等を実施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
21年度	「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価【評価終了】	平成24年3月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、汚染実態調査、低減技術の開発を実施。 ・ 評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれるヒ素の含有実態調査、ヒジキの製造・加工事業者等に対する低減策の指導を実施。 <p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前（平成23年2月）に、事業者が情報開示を行う際の指針を発出。 ・ トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。 <p>【厚生労働省】</p> <p>トランス脂肪酸の摂取については、平成26年3月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準（2015年版）」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査等を実施し、ホームページ

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
〃	「アルミニウム」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成29年12月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。	<p>ージを通じて情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知後、国際的動向等についてホームページを更新。 ・ 食品事業者、消費者等を対象としたセミナー等を実施。
22年度	「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成28年4月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省に通知した。	<p>食品安全委員会で「自ら評価」に選定後、平成29年3月に厚生労働大臣から、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて評価要請を受け、平成29年12月に評価結果を取りまとめ、通知。</p> <p>厚生労働省において、平成30年3月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での審議を経て、平成30年11月30日に食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）が一部改正され、硫酸アルミニウムアンモニウムと、硫酸アルミニウムカリウムの使用量について、それぞれ、アルミニウムとして、菓子、生菓子及びパンにあつてはその1kgにつき0.1g以下でなければならぬ旨の基準を追加。</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省ホームページ中「加工食品中アクリルアミドに関するQ&A」を改正するなど、加工食品中のアクリルアミド摂取量の低減に向けた普及啓発を実施。</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>施。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して、加工食品中のアクリルアミド濃度低減に向けた対策（「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」）の普及を行うとともに、指針の普及による低減効果を検証するため、加工食品中のアクリルアミドの含有実態を継続的に調査。 消費者に対して、家庭調理食品に由来するアクリルアミド摂取量の低減に向けた対策（「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること」）の普及啓発を実施。
23年度	—	選定されていない。	
24年度	「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成27年11月に「ヒラメの <i>Kudoa septempunctata</i> 」について評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>クドアによる食中毒を防止する観点から、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入のヒラメについて、過去に食中毒の原因となった養殖業者や輸入時検査で違反となった養殖業者については輸入の都度の検査を実施し、その他の養殖ヒラメについてはモニタリング検査を実施。 国産天然のヒラメについて、地方自治体と連携しながらクドアによる食

選定年度	選定案件名	状況	主な措置（※1）
			<p>中毒防止策等について普及啓発を実施。</p> <p>【農林水産省】 クドアによる食中毒を防止する観点から、ヒラメの養殖場等における食中毒防止対策について平成28年6月23日付けで都道府県に対して通知を发出。</p>
25年度	—	選定されていない。	
26年度	「アモニシン」に関する食品健康影響評価【評価終了】	<p>平成27年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施した。</p> <p>平成29年9月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】 平成30年2月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、汚染実態調査の結果等を踏まえ食品について基準値を設けないことで了承。</p> <p>【農林水産省】 平成30年8月の農業資材審議会飼料分科会飼料安全性部会にて審議し、平成30年9月18日の同分科会にて、飼料中の基準設定を進めることについて報告。</p>
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価	平成29年10月にアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループを設置し、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、調査審議を行っているところ。	—
28年度	—	選定されていない。	—
29年度	—	選定されていない。	—
30年度	—	選定されていない。	—
令和	—	選定されていない。	—

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
元年度			

※1 「主な措置」については、食品安全委員会が例年実施している「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」の結果（平成30年9月30日までの措置状況）を基に記載。

※2 企画等専門調査会による「自ら評価」の選定プロセスによらず、委員会自らの判断によりプリオン専門調査会において審議を進めたもの。